

大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行規則

制 定 平成 25 年 7 月 1 日 規則第 160 号

最近改正 令和 6 年 3 月 22 日 規則第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例（平成 25 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(外郭団体)

第 2 条 条例第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる法人であって市規則で定めるものは、別表第 1 に掲げるとおりとする。

2 条例第 2 条第 1 項第 2 号に掲げる法人であって市規則で定めるものは、別表第 2 に掲げるとおりとする。

(役員報酬等の公表を行う出資法人)

第 3 条 条例第 9 条第 1 項の市規則で定める法人は、本市が資本金、基本金その他これに準ずるものの 3 パーセント以上を出資し、又は出えんしている法人のうち、各事業年度において次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 本市と本市の事務若しくは事業に係る業務の委託に関する随意契約（公募に応じ、又は指名を受けた者に対し企画、技術等の提案を求めて契約の相手方を選定するものを除く。）を締結し、若しくは締結する予定であり、又は本市から当該随意契約に係る支払を受け、若しくは受ける予定であること。

(2) 本市が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を行い、又は行う予定であること。

(施行の細目)

第 4 条 この規則の施行に関し必要な事項は、総務局長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 9 月 30 日規則第 176 号）

この規則は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 12 月 26 日規則第 186 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日規則第 89 号）
この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 5 月 16 日規則第 132 号）
この規則は、平成 26 年 5 月 19 日から施行する。

附 則（平成 26 年 6 月 27 日規則第 146 号）
この規則は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 9 月 30 日規則第 187 号）
この規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日規則第 111 号）
この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 7 月 29 日規則第 191 号）
この規則は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日規則第 67 号）
この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 6 月 28 日規則第 121 号）
この規則は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日規則第 53 号）
この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 9 月 29 日規則第 138 号）
この規則は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日規則第 58 号）
この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日規則第 31 号）
この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 2 月 28 日規則第 7 号）
この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 27 日規則第 12 号）
この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 9 月 28 日規則第 120 号）
この規則は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 22 日規則第 9 号）
この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

一般財団法人大阪市文化財協会
大阪市高速電気軌道株式会社
大阪市住宅供給公社

大阪シティバス株式会社
株式会社大阪港トランスポートシステム
株式会社大阪水道総合サービス
クリアウォーターOSAKA株式会社
公益財団法人大阪国際平和センター
公益財団法人大阪市救急医療事業団
社会福祉法人大阪社会医療センター
阪神国際港湾株式会社

別表第2（第2条関係）

アジア太平洋トレードセンター株式会社
株式会社湊町開発センター
クリスタ長堀株式会社